

徳島県個人情報保護審査会答申第130号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年7月17日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日に開催した徳島県情報公開審査会での私の口頭意見陳述の記録と伺い含む（私が審査会で閲覧した資料）」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年7月31日、実施機関は、本件請求のうち「平成〇年〇月〇日に開催した徳島県情報公開審査会での私の口頭意見陳述の記録と伺い」については、作成又は取得しておらず、保有していないとして、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、また、「（私が審査会で閲覧した資料）」については、保有個人情報を特定し、条例第20条第1項の規定により開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年7月2日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、県は、あるべき書類を「改ざん」したため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとお

りである。

(1) 本件決定の内容について

本件請求の内容は、「平成○年○月○日に開催された徳島県情報公開審査会での私の口頭意見陳述の記録と伺い」であり、これは、平成○年○月○日に開催された第○回徳島県情報公開審査会会議議事録（以下「本件議事録」という。）のうち審査請求人の口頭意見陳述部分及びその立案文書を求めているものと解される。

実施機関においては、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項の規定により本件決定を行ったものである。

(2) 本件決定の理由について

本件議事録については、本件請求があった平成30年7月17日時点においては作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報を保有していないことから、本件処分を行ったものである。

なお、通常、徳島県情報公開審査会で審議した内容を取りまとめた審査会会議議事録については、次回の徳島県情報公開審査会の開催までに確定されるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、本件議事録のうち審査請求人の口頭意見陳述部分及びその立案文書を求めているものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、通常、徳島県情報公開審査会で審議した内容を取りまとめた審査会会議議事録については、次回の徳島県情報公開審査会の開催までに確定されるものであり、本件請求があった平成30年7月17日時点においては作成しておらず、保有していないとのことである。

イ 条例第2条第5号では、保有個人情報について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と規定されている。

ウ 当審査会において、本件議事録を見分したところ、本件議事録が確定したのは、平成○年○月○日であることから、本件請求時点では、本件議事録は作成に関与した実施機関の職員個人の段階にとどまっており、組織としての共用文書の実質を備えた状態ではなかったことが明らかである。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年 7月 2日	諮問
令和3年12月10日	審議 (第138回審査会)
令和4年 1月28日	審議 (第139回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長